

一般財団法人群馬地域文化振興会定款細則

(制 定 平成 24 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、一般財団法人群馬地域文化振興会定款（以下、定款という）第 40 条から 41 条までの規定に基づき、定款の運用上の細部について定める。

(会 費)

第 2 条 定款第 40 条、会員の納入する会費は、当分の間、次の各号によるものとする。

- 1 個人又は団体会員にあつては、年額 1,000 円とする。
- 2 賛助会員にあつては、年額一口 5,000 円とする。ただし、口数に上限を設けない。
- 3 前号の規定にかかわらず、会長は賛助会員の会費について特例を設けることができる。

(入会、退会)

第 3 条 定款第 41 条、会員の入会、退会については、次の各号によるものとする。

- 1 会員のうち、個人又は団体会員になろうとする者は、別記様式 1 により所要事項を記入したうえ、申し込むものとする。ただし、会費の納入をもって、これに替えることができる。
- 2 会員のうち、賛助会員になろうとする者は、別記様式 2 により所要事項を記入したうえ、申し込むものとする。ただし、会費の納入をもって、これに替えることができる。
- 3 会員が退会しようとするときは、別記様式 3 により退会届を提出するものとする。退会は退会届が到達した日をもって承認されるものとする。
会員で会費の納入がない場合は、当該会計年度の末日をもって退会したものとみなす。
- 4 本条第 1 項から第 3 項にかかわらず、会員の入会、退会に関する許諾について、会長が特に必要と認めた場合は、理事会の議決を経て決定するものとする。

(細則の変更)

第 4 条 この細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この細則は、定款の施行日から施行する。

(別記様式1)

入 会 申 込 書

年 月 日

一般財団法人群馬地域文化振興会
会 長 様

住 所
氏 名

印

貴会の目的に賛同し、(会員または団体会員)として入会を申し込みます。

(別記様式2)

入 会 申 込 書

年 月 日

一般財団法人群馬地域文化振興会
会 長 様

住 所
氏 名

印

貴会の目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。
ただし、会費の口数は 口とします。

(別記様式3)

退 会 届

年 月 日

一般財団法人群馬地域文化振興会
会 長 様

住 所
氏 名

印

このたび () により、退会致します。